平成２６年（フ）第７３６号
埼玉県朝霞市溝沼３丁目５番35号
債務者　鈴木　千絵
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７４０号
さいたま市岩槻区諏訪４丁目５番地　Ｃ―116
債務者　橋野　謙二
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７４１号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―９―407
債務者　成田　正幸
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７４９号
埼玉県新座市北野２丁目２番11号
債務者　千葉　千鶴（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７５８号
さいたま市北区吉野町１丁目368番地８　ドルーグ吉野102、旧住所さいたま市北区吉野町１丁目382番地11
債務者　平識　宮城　ホルヘ　ルイス
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７５９号
埼玉県加須市平永43番地２
債務者　矢澤　綾子（旧姓森江）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７７４号
さいたま市見沼区東大宮７丁目62番地25　タース第一ビル302
債務者　中村　祐子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７９７号
さいたま市岩槻区大字慈恩寺688番地３　グリーンコーポ203
債務者　小泉　明弘
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８０７号
さいたま市中央区本町東７丁目４番16―303号
債務者　青木　英和
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３２２号
埼玉県ふじみ野市亀久保１丁目７番23号　西山コーポ103
債務者　永野　共子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３４７号
埼玉県所沢市小手指南３丁目14番地の23
債務者　長谷川寿枝
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９６号
埼玉県羽生市大字神戸671番地２
債務者　平井　一平
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２０２号
埼玉県深谷市折之口985番地２
債務者　中山久瑠美
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２１２号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1331番地２
債務者　稲山　秀夫
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３１５号
神奈川県平塚市榎木町３番46号
債務者　長沼アツ子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１６７号
静岡県沼津市大岡3455番地の１、前住所静岡県沼津市岡一色131番地の２
債務者　石井　照一
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
静岡県沼津市大岡3455番地の１、前住所静岡県沼津市岡一色131番地の２
債務者　石井　芳子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係